

令和 5 年 1 月 31 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴 口 里 則  
[公 印 省 略]

## 居宅介護支援における人員基準について（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域支部や会員の皆様から当協会にこれまで幾度となくいただく質問に、居宅介護支援の人員基準に関する内容がございます。ご質問の都度、お答えしてきた内容ですが、未だに断続的に質問をいただくことから、考え方を整理して共有いたします。

質問の内容は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号（抄）」に従業者の員数の基準として、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする」と定められていることから、自治体によっては「介護支援専門員一人当たりの担当件数は 35 件まで」という指導が行われている状況について、「一人当たりの担当件数の上限を定めた基準なのか？」「逡減制との整合性はどうか？」というものです。

解釈通知である「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」では、介護支援専門員の員数について、「当該常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数 35 人に対して 1 人を基準とするものであり、利用者の数が 35 人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。」とされております。利用者が 35 人を超えた場合に必ず増員することが求められているわけではありません。また、二人目以降の介護支援専門員は非常勤でも良いということになります。

また、介護報酬上の取扱い件数は、事業所における常勤換算一人あたりの件数となっており、介護支援専門員一人当たりの取扱い件数の上限が定められているものではなく、過去の Q&A においてもその考え方が示されています。

貴支部におかれましても、地域支部ならびに会員の皆様からお問合せがありましたら、以下の運営基準、解釈通知、Q&A を参考にいただければ幸いです。

敬具

(参考)

**【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準】**

(平成 11 年厚生省令第 38 号) (抄)

(従業者の員数)

第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

**【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について】**

(平成 11 年 7 月 29 日老企 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) (抄)

第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

2 人員に関する基準

(1) 介護支援専門員の員数

(略)

また、当該常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数 35 人に対して 1 人を基準とするものであり、利用者の数が 35 人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。

(略)

**【介護保険最新情報 vol. 69 (平成 21 年 3 月 23 日)**

**平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 1) について】**

(問 5 8) 利用者数が介護支援専門員 1 人当たり 40 件以上の場合における居宅介護支援費 (I)、(II) 又は (III) の割り当てについて具体的に示されたい。
--

(答)

(略)

なお、ここに示す 40 件以上の取扱いについては、介護報酬算定上の取扱いであり、指定居宅介護支援等の運営基準に規定する介護支援専門員 1 人当たり標準担当件数 35 件の取扱いと異なるものであるため、標準担当件数 35 件以上 40 件未満の場合において、直ちに運営基準違反となるものではない。